

[民事系科目]

[第2問] (配点: 200 [設問1から設問4までの配点の割合は, 5 : 5 : 3.5 : 6.5])

次の文章を読んで、以下の1から4までの設間に答えよ。

I 山野弁護士は大手の丙銀行株式会社（以下「丙銀行」という。）の顧問弁護士を、川野弁護士は丁株式会社（以下「丁社」という。）の顧問弁護士をそれぞれ務めていたが、平成20年5月中旬ころ、それぞれ、各社の法務担当者から相談を受けることとなった。各社からの相談は、いずれも以下の1から16までの事実経過を前提としたものであり、丙銀行からは17の経緯で、丁社からは18の経緯でそれぞれされたものとする。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、工作機械の部品の製造及び販売を業とする株式会社である。同社は、工作機械の製造及び販売を業とする乙株式会社（以下「乙社」という。）の子会社であり、乙社が汎用性のある部品の開発に成功したことをきっかけとして設立されたものである。
2. 乙社は、理工学系の大学院で機械工学を学んだAが友人であるBとともに設立した会社であり、その株主は、A及びBの2人だけである。また、同社の取締役には、A及びBのほか、Aの妻であるCが就任し、代表取締役には、A及びBが選定されていた。同社は、その製品に関して多数の特許を取得し、順調に事業を展開していたことから、会社法上の公開会社でない株式会社でありながら、大きな信用力を保持していた。
3. 甲社は、国内外の工作機械製造会社から注文が殺到したために急成長し、平成15年には、東京証券取引所（マザーズ）への上場を果たした。同社の株式は、乙社が30%を、A及びBが各10%を保有していたほか、経理及び財務に明るい人物が必要だということで、Aの友人である税理士資格を有するDにも5%を保有してもらっていた。
4. 甲社の取締役には、A、B及びDが就任していた。同社の技術力はA個人の能力に負うところが大きかったことから、Aが代表取締役に選定され、他方で、Bは、父親が日本有数の自動車製造会社の取締役であることから、その広い人脈を駆使して営業活動の指導に当たることとし、Dは、予定どおり甲社の経理及び財務を担当することになった。Dは、就任後間もなく、取引銀行との付き合いを広げる必要があると考え、丙銀行を甲社の主たる取引銀行とすることとした。
5. 平成18年になり、Aの開発した部品が特許の取得に成功し、その結果、甲社は、莫大な利益を上げることとなったため、同社においては、その利益の運用が重要な課題となった。しかし、このころから、開発の成功を背景として、社内におけるAの発言力が増大し、その横柄な態度を不愉快に感じたDとAとの間で、軋轢が生じるようになっていった。このようなことから、Aは、これまで資金の運用を一手に引き受けたDを無視して、Bを通じて知り合った金融ブローカーであるEに甲社の資金50億円の運用を一任することを計画した。Dは、取締役会において、Eへの資金の運用の一任に強く反対したが、A及びBが賛成したため、この計画は、実行に移されることとなった。
6. Eは、平成18年10月、Aに対し、投資リスクを分散するため、差し当たり甲社の資金50億円をリスクの小さな金融商品に投資し、他方で、なるべく多くの資金を銀行から借り入れ、その借入資金を金融先物取引などのハイリスク・ハイリターン型の投資に振り向けていたと伝えた。その際、Aは、Eから、この投資に協力してくれる銀行が必要である旨を言われたため、投資のことはよく分からなかったものの、Dに相談することなく、丙銀行と付き合いがある旨を伝え、さらに、融資を受けるには乙社の保証が必要である旨を言われたため、これを了解した。

7. これを受け、Eは、早速、丙銀行の融資担当者であるFと接触し、甲社と乙社が共同で海外に新しく工場を建設することになったとの架空の話をねつ造して、甲社を主たる債務者、乙社を保証人として融資を受けたい旨の申入れを行った。その際、Eは、この架空の話の信ぴょう性を高めるため、知人に依頼して工場の簡単な設計図を作つてもらうとともに、虚偽の資金計画書を自ら作成して、これらをFに手渡した。Fは、海外における工場建設の話であったため、直ちに現地に赴くことも困難であり、また、これまで取引のなかつた乙社との間に密接な関係を築きたいとの思惑もあったことから、これらの書類を鵜呑みにした上で、積極的に動き始めた。

8. 平成18年12月になり、Aは、Eから、丙銀行から30億円の融資を受けることができる事になったので甲社と乙社の取締役会において承認を受けてほしい旨を言われた。しかし、このことがDに知れると甲社に内紛が起りかねない、また、乙社の取締役会もこれまで全くといっていいほど開かれていなかつたため、Aは、~~E~~に對し、適当に対処してほしい旨を伝えた。そこで、Eは、~~F~~に對し、甲社及び乙社ともに取締役会の議事録を用意することはできない旨を伝えたところ、Fは、甲社及び乙社の役員に~~確認~~して自ら確認することはしないで、Eに對し、取締役会の議事録に代わるものを作成するように求めた。Eは、このFの求めに応じ、甲社及び乙社の双方について、各取締役会で前記の融資及び保証について承認があつた旨の確認書を作成した上、Aに署名捺印させ、これをFに手渡した。しかし、Fは、この確認書だけでは丙銀行内部の決裁が得られないと考え、「甲社及び乙社の役員全員に面談し、各取締役会の承認を受けていることを確認した上で、両社の代表取締役であるAから確認書を取得した。」旨を記載した稟議書を作成し、これにより、上記の融資案件をまとめるに至つた。

9. 平成19年1月、Aが甲社を代表して丙銀行との間で30億円の融資契約（金銭消費貸借契約）を締結するとともに、Bが乙社を代表して丙銀行との間でこの甲社の債務についての保証契約を締結し、丙銀行の甲社の口座に30億円が入金された。これにより、Eは、甲社の自己資金50億円と合わせて合計80億円の運用を任せられることになった。

10. しかし、Eは、当初の話とは異なり、80億円のすべてをハイリスク・ハイリターン型の投資に振り向けてしまい、その投資に失敗した結果、巨額の損失を出すこととなり、これまで甲社の期末の決算では、資本の欠損が生ずることは明らかとなつた。

11. そこで、Aは、甲社の先行きに不安を感じたため、Bと結託し、同社の下請企業等の取引先に頼んで架空の取引を循環させ、不適切な会計処理を行つた。ところが、平成19年3月になり、Aから不適切な会計処理を行うよう強要されたとして、甲社の経理部の従業員が東京証券取引所に通報したことから、同社の株式は監理ポスト（監理銘柄）に指定されることになった。このため、市場では、上場廃止になるだろうとの観測が広がり、甲社の株価は、1株600円程度で安定していた不祥事発覚前の株価と比べて大きく下落し、1株100円程度で下げ止まつた。

12. Dは、東京証券取引所の前記11の措置に伴い、巨額損失の発生を初めて知ることとなり、甲社の取締役会において、Aを代表取締役から解職するよう提案したが、定時株主総会において株主に事情を説明し、その判断を仰ぐべきではないかというBの意見に従い、決議するには至らなかつた。Dは、Aだけでなく、Aに同調するBも解任すべきであると考え、株主提案権を行使し、A及びBの解任を定時株主総会の目的とするよう請求した。そして、平成19年6月28日、甲社の定時株主総会が開催され、同総会において、A及びBを取締役から解任する旨の議案が決議の対象とされたが、株主であるA、B及び乙社の反対により、当該議案はいずれも否決される結果となつた。
→ なぜか解任されなかった(1999.6.28)

13. その後、A及びBは、甲社の上場廃止は避けられないと判断し、同社の一般株主の不満を解消するため、乙社との間で金銭を対価とする株式交換を行うことを計画した。Aは、この計画を実行すべく、株式交換に際して甲社の株主に対して交付すべき対価の額について証券会社に

支株会議の不祥事

角丸

対価 1000 円～600～金銭による株式交換

助言を求めたところ、株式交換の決議を行う株主総会の基準日の時価によるべき旨の回答を得るところとなった。しかし、Aは、これでは一般株主からの責任追及は免れ難いと判断し、知り合いのM&Aアドバイザーに頼んで、不祥事発覚前の株価である600円程度を基準にして対価を交付することが適切である旨の意見書を書いてもらい、これを盾にして証券会社を説得し、株式交換を実施することとした。

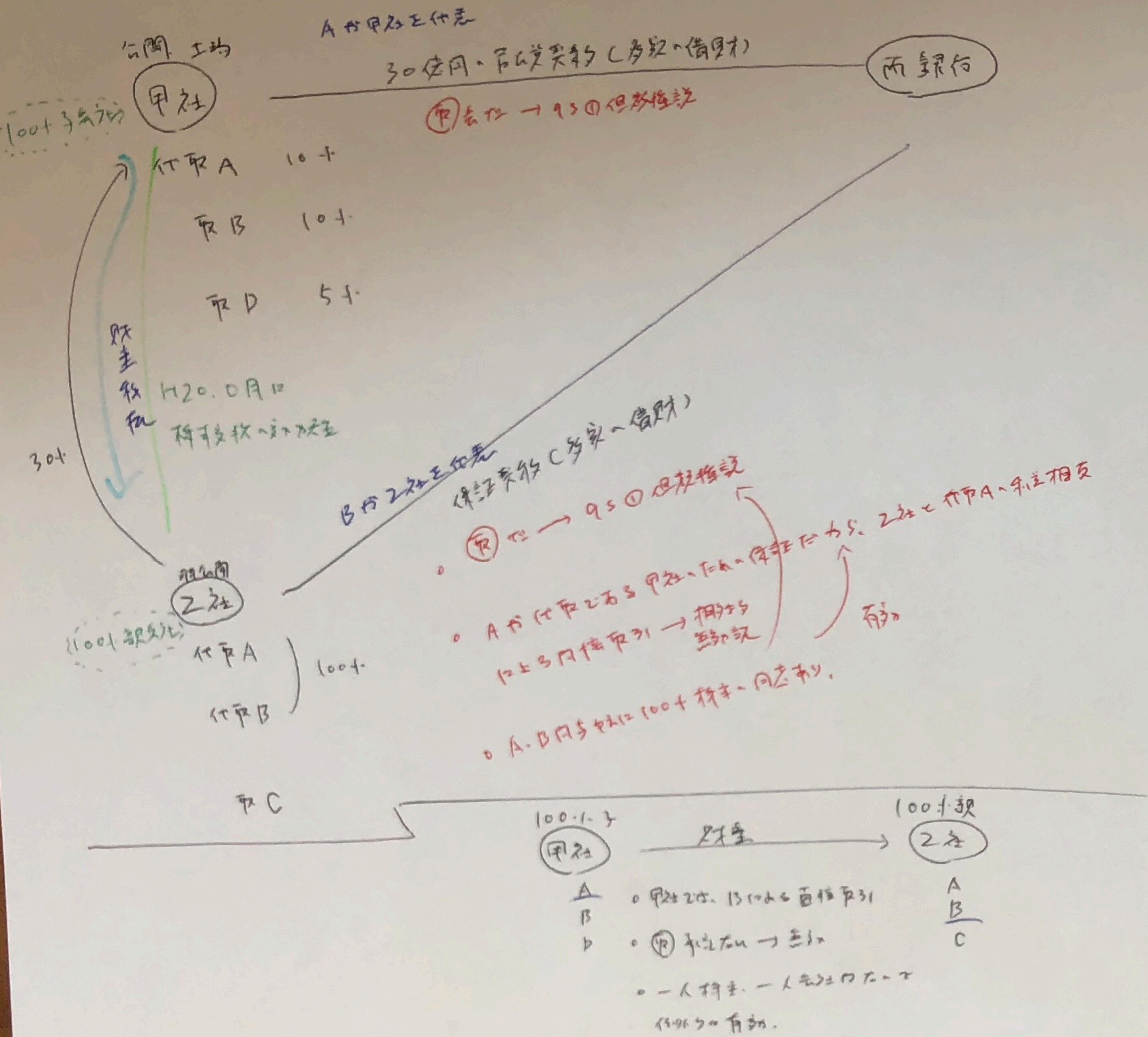
14. 乙社は、株式交換の手続として必要な法定の事項を官報に掲載する方法により公告したもの、知られている債権者に対する各別の催告はしなかった。そこで、丙銀行は、乙社に対し、前記9の保証債務の存在を前提として、甲社との間の株式交換は株主に対して交付する対価の算定に問題があり、乙社の現金を不当に流出させて債務の弁済に支障を来すものであると主張し、異議を述べた。しかし、乙社は、丙銀行に対し、保証契約の効力は認められないと主張し、何ら、弁済、相当の担保の提供又は財産の信託をすることはなかった。
15. 平成20年1月17日、甲社及び乙社の双方において、臨時株主総会が実施され、株式交換契約の承認決議が成立し、その後、株式交換の効力発生日が経過した。
16. A及びBは、取引を装って甲社の財産を乙社に移転させ、甲社を倒産させることを画策し、甲社をAが、乙社をBがそれぞれ代表して、両社の取締役会の承認を受けることなく、平成20年4月中旬から同月下旬までの間に、価格の不自然な取引を繰り返した。そのため、甲社の資金繰りは悪化し、同年5月上旬からは、丙銀行に対する利払いが継続して滞る事態に陥った。他方で、乙社は、甲社より財産の移転を受けたものの、株式交換の対価として巨額の現金を流出させたことによる財務状態の悪化は解消しなかった。
17. そこで、丙銀行は、前記9の30億円の融資について、甲社に支払を求める訴えを提起したいと考えたが、同社の弁済能力には不安があったので、併せて、乙社に対して前記9の保証債務の履行を求めることができるかどうか、さらに、甲社と乙社の間で行われた株式交換に法的な問題がないかどうかを、山野弁護士に相談した。
18. 一方、丁社は、甲社と乙社の間で行われた株式交換の効力発生日の直後に甲社から手形の振出しを受けたものの、当該手形がその後に不渡りとなったことから、債権の回収について社内で検討を行い、当該手形の取得後に行われた甲社と乙社との間の価格の不自然な取引に疑問を持つに至った。そこで、丁社は、甲社に対する破産手続開始の申立てを検討するとともに、仮にこれを行わない場合に自らの債権の回収に役立つ法律論が展開できなかどうかを、川野弁護士に相談した。

〔設問1〕 丙銀行から相談を受けた山野弁護士は、乙社に対する保証債務履行請求の可否及び甲社と乙社の間の株式交換の問題点についてどのように回答すべきか、あなたの考えを述べなさい。

〔設問2〕 丁社から相談を受けた川野弁護士は、債権の回収に役立つ法律論についてどのように回答すべきか、あなたの考えを述べなさい（詐害行為取消権や債権侵害の不法行為の成否については、検討することを要しない。）。

II 以下の1から4までの文章は、前記Iの甲社に関するものである。

1. 甲社の個人株主であるJは、平成19年6月28日に行われた甲社の定時株主総会に出席し、Aの解任議案に賛成票を投じていた。総会でのDの説明を聞いて、Aの行動に憤りを覚えたJは、法学部出身でもあり、役員の解任の訴えの制度を知っていたので、この際、訴えを提起してAを解任しようと考えた（Jは、会社法第854条第1項に規定する議決権又は株式の保有の要件を満たしている。）。そこで、Jは、弁護士を訴訟代理人に選任することなく、訴状を自ら作成し、同年7月9日、甲社の本店所在地を管轄するP地方裁判所に、Aだけを被告として



- ① 保証一債券**
- 返済契約 (往復性契約、主債務とSSPS)
 - 「多貸・借貸」
 - 93①但取締。
保証用A2200→支票用 → 1432538.2 → 12 →
→返済 → 現金
 - 銀行預け金12102.2は借貸用回収料金。
→主債務元。
- ② 保証契約**
- 「多貸・借貸」
 - 93①但 → 障害金(A-B)の支拂い手帳
- ③ 丙社**
- 現金支拂(A-B) → 当期3 → 障害金手帳
 - 金2-甲之支拂有無。
- ④ 担保実物**
- 原稿
 - 債務者一定第
→ 金額対価 → 年報113→多貸借貸
- ⑤ 直接取引**
- 無一甲之支拂 → 12102.2 → 借貸用回収料金 → 12102.2
→ 金2-甲之支拂 → 12102.2
 - 直接支拂
 - 一人会計区分有無
- 2-429①**
- A-B
 - A-Bの不買取 → 12102.2 (①) 債権
 - 甲社預金 → 金利不収 → 甲之預金
 - 金2-甲之支拂有無。
- 2-429②**
- ②在庫A2200立替支拂手帳 1432538.2
 - 12 = 甲之
 - 金2-甲之
 - 金利不収
 - 金利不収
 - 日付22年A?

1 錄門1

2 第1章 保証債務及履行請求

3 1. 仮貸契約

保証債務の付随性から、主債務・保証債務は破棄形（民法587条）の有效性に影響する。

(1) 「多款・借財」（支社注262年4月25日）に当たるが、借財の裏、乙社が会社一員等とされる場合、借財の裏が表示される。借入額は30使用比と自体の支取額30で、それが甲社一員50使用比とあるが、60+20=80。乙社は1×12-1×11=1で、1を差しての借入額が5が、仮貸契約は「多款・借財」と書いた。

(2) 乙社が力不足だ。甲社では米表や支店の取扱い、手帳を曾经已有し。

取扱いの承認と種別代表取締役、相手方との取引行支店は甲社、内勤り立候と見て取れるが原則として有効である。相手方や窓口が有効であることは民法93条以降の指用上に無効であると解する。

EはFへ対して、取扱いの承認や本社在籍は甲社取扱いの専用封(別刷)を用意しているが、Fにおける承認・不信任を疑うべき事情がある。

乙社が力不足だ、Fは乙社の後見に対する自己保護が不足だ。乙社が力不足だ、Fは乙社の後見に対する自己保護が不足だ。丙銀行には過失がある。

(たゞ、2. 仮貸契約は無効である。

(たゞ、2. 保証契約は無効である。

(3) たゞ、保証契約・行政附帯として、破棄形が無効であるが、甲社の丙銀行に対する算定Q段階請求権（民法121条、乙社は乙の保証の範囲内及びて考慮すべきである。)たゞ、2. 有効大主債務が存在するから、保証契約は無効である。

2-1 保証契約

1 ④(株主が多数、借財に当たる。西鉄行は2社、取締役会の記載がない)
2
3 1747年(延宝5年)、人情実形は現れ、12月23日以後署名捺印使用
4 ます。
5

6 キヤウ、高利貸業はA・Bが甲子(1213年)、A・Bによる株主会の賛成不
7 いある。362年(承和4年)の高利貸業は株主、利益、保証にあつたが、株主
8 銀、甲子が本丸は362年(承和4年)、行員には取締役会へ承認を要したと解かる。
9 LT. 1747年(延宝5年)は362年(承和4年)後でない。

10 (2) 株主会と取締役会と利益が相反する。(356年(承和3年))については、株主会設
11 立の同年頃(延寶4年)から、実質的な利益徴定へ有効な手続がなされたのである。

12 行員も、最初の因由は高利貸業はAが甲子と代表して新規(下同)であるが、
13 Aが甲子の代表取締役へ(1213年)の利益の下に乙名の代表取締役Bによって代
14 より上記の手續がなされていて「株主会と取締役会と利益が相反する」の特
15 象引に当たる。
16

17 1747年(延宝5年)は362年(承和4年)後でない。取締役会
18 Aが甲子、甲子の因由は高利貸業はAが甲子と代表して新規(下同)であるが、
19 利益や実質上の利益が相反する。甲子は、保証契約は、乙名とAの
20 利益や実質上の利益が相反する。甲子は、取締役会と利益が相反する。甲子
21 は、甲子の因由は高利貸業はAが甲子と代表して新規(下同)であるが、
22 利益や実質上の利益が相反する。甲子は、取締役会と利益が相反する。

23 (3) LT. 1747年(延宝5年)は362年(承和4年)後でない。保証契約は、甲子とAの
24 利益や実質上の利益が相反する。甲子は、取締役会と利益が相反する。

第2. 株主会

1. 西鉄行は、2社の債権者として、株主会が開催された(828年(承和5年))で
25 ます。支取対価として流出した金額を2社に戻してしまっておりました。

2. ① 争ひでたる、右債務者上(828年改)11月10日 使相者是房千戸の太刀・馬へ
借券を交付したる、右債務者毛合まちる。本件相手支扱は金銭を交付するものと
から債務者は是房千戸代父要である(799年次3月)。そこで、矢・毛合は債務者上(828
年改)
丙銀行に付けたる、(799年次3月)、(丁)代・乙、丙銀行は「未だいたわて
債務者上に當向原告追根を有す。
株主取扱いは
3. 〔法律關係〕 完全・要請が強調され、金太千賀連反門が株主取扱い原因に
付くと明かる。

11 本件相手支扱は支扱方法も書面改(1000年6月改)の支扱方法の
著しい不適性やある。ただし、株主総会23天延(丙支取扱いに7月改)が
立入る=丙は信託部で、429年1月改3年改の太補理モ7月改の丙
支取扱い者に不当利害相反の原因があると解かる。(丁)代・乙、(11)支取
無年用と付す。

(2) 甲・乙も、債務者は是房千戸は債務者保護について重要な制度だから、只見・管井飛
(丙)代・乙ニヤテ無年用にならと解かる。(丁)代・乙、丙銀行はさく又品・管井が
丁代・乙に付本件相手支扱は無効である。

よし、三段落と記せられ。

部門2

1. (債務者代位) 甲社が債務者乙に代り3年改

丁知れ、甲社の債務者乙にて、甲社乙社間の取引に無効と年用に生ずる
保証日後清本権(民法123条・2)12月11日 債務者代位権(民法423条・2)を行はう
二つ甲社・委託人妻。甲社と同3と3万3千円と記す。

11 甲社・乙社間の取引は、甲社・丙銀行改(1月改)乙社と代處3=乙・第三者
丁水口、「株主会社」甲社との間に(丁)取引上(1月改)直接取引(356条・2号)改E3。

1 (2) 12月1日から、甲社の取締役会・取次(362年1月、356年1月)から、会社の年会
2 α版 直接取引は、相手方との内件取扱いを委託する形で解消され、モニタ、一人会
3 が、一人社員同士における直接取引は、依然として存在する。従業員保証は
4 429年以降工場3工場が開設されたが、会社・取次が取扱う取引は減少。
5 本件取引は、相手方として大手企業である甲社、乙社の2社であり、会社の内件取扱いがこれ
6 で行われた事例である。一方で、一人会社、一人社員同士における直接取引も当たる。
7 LT付2、会社・取次が直接取引する内件取扱い有効です。上記、甲社の取扱い権限
8 について被付与権利、一括りが立つたため、被付与権利行使による取扱い権限は
9 記載されていません。
10

2. 429年版の取締役請求

III A、B

12 甲社・取締役会下3ヶ月後、A、Bは、取扱いを終了したことを通告し、会社・取締
13 役会に取扱い実績の報告書を提出する。取扱い実績の報告書は、
14 7月1日より3ヶ月連続実績(会社運営実績元6ヶ月)の取扱い実績の報告書である。
15 二つ目より、甲社の資金繰りが悪化し、丁度口座に不満額による月度取扱いが発生した。
16 (下記)7. 上記状況による会社の清算請求書提出が発生。
17

(2) D

18 取締役会取締役会・取次(362) 取締役は、会社の内件取扱い会社(362年2月)
19 ×構成員として、取締役・取扱いを行なう会社の監査義務を負う。二つは取締役会と土建業
20 改修工事の請負契約。ただし、C社とD社は、D社はA、B社のLT付2、D社は
21 動機上、(1) A、B社による本件取引は、監査義務を負う。D社がかかる。D社は
22 会社を名づけ、本件取引を阻害せばならない。一方で、監査義務を負う会社の権限が
ある。一方で、D社はA、B社の監査契約の内容、監査義務違反の権限が甚しい。

- 1 亞久梨新作原稿を提出造先せんさんへ
2
3 □ 今後新規取引件数を増加するには、取扱い商品が更に広
4 く複数種類の新規取引を実現するため、販路開拓が重要となる。
5 □ 亞久梨新作原稿提出時に、販路開拓が実現するため、販路開拓が重要となる。
6 より、□ 今後新規取引件数を増加するには、取扱い商品が更に広
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23